



環境アセスメントに係るお知らせ

令和7年12月24日

川崎市環境影響評価に関する条例第49条に基づき、(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る法対象条例環境影響評価方法書の写し(以下「法対象条例方法書」)の縦覧を次のとおり行います。

※本事業に係る法対象条例方法書は、環境影響評価法の方法書と合冊になっています。

法対象事業の基本的事項	法対象事業者	ENEOS Power 株式会社 代表取締役社長 香月 有佐 東京都港区麻布台一丁目3番1号
	名称	(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト
	種類	ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)の新設
	実施区域	神奈川県川崎市川崎区扇町12番1号 ENEOS株式会社川崎事業所の敷地内
	目的	国内における電力需要増加を見据えた火力発電所の新設による電力の安定供給
	内容	電動力の種類:天然ガスを燃料としたガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式) 出力:約75万kW
	施行期間	令和11年(前半)~令和15年(前半)予定
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和7年12月24日(水)から令和8年2月6日(金)まで
	縦覧場所及び時間	■川崎区役所2階、大師支所仮庁舎2階、田島支所仮庁舎2階、幸区役所1階、日吉出張所1階、中原区役所5階、環境局環境評価課(市役所本庁舎20階窓口⑥) ■午前8時30分から午後5時まで(環境評価課は午後5時15分まで)。土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始(令和7年12月29日~令和8年1月3日)は除く。ただし、川崎区役所及び幸区役所は令和8年1月10日(土)及び1月24日(土)の午前8時30分から午後0時30分までは行います。 ※すべての縦覧場所で開始日(12月24日)は午前10時から行います。
	意見書の提出	・縦覧中の法対象条例方法書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例第51条第1項の規定に基づき、縦覧期間中に、意見書を提出することができます。 ・意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから法対象条例方法書の閲覧、意見書の提出ができます。  検索 川崎市 アセス図書の公表  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html
	意見書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課(市役所本庁舎20階) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話:044-200-2156 ファクス:044-200-3921 Eメール:30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話、ファクス、Eメールでは受け付けていませんので御注意ください。